

治療専門医学物理士に関して

わが国における医学物理士の認定は、日本医学放射線学会によって 1987 年に認定を開始してから 30 年以上の歴史があり、すでに 1,000 人を超える医学物理士が認定されています。医学物理士認定機構は、医学物理士の認定とその教育コースの認定に関する事業を行う機関であり、日本医学放射線学会、日本医学物理学会および日本放射線腫瘍学会が結束して、優れた医学物理士を育てる必要性から 2009 年に設立されました。設立以来、医療現場のニーズに対応した形で、また、医学物理士の専門的地位の確立を目的として国際医学物理士認証機構(International Medical Physics Certification Board, IMPCB)の推奨する認証モデル等を参照に、徐々に改善してまいりました。皆様のご協力もあり、がん診療連携拠点病院の整備指針においては、「放射線治療における専任の照射計画補助作業等に携わる技術者としては医学物理士認定機構が認定を行う医学物理士であることが望ましい(平成 26 年 1 月 10 日付厚生労働省健康局長通知)」とのご評価を頂くことができたのは、記憶に新しいところです。

放射線医療に従事している医学物理士への需要は徐々に増えておりますが、それとともに医学物理士の臨床的技量の客観的評価の重要度が増してきました。特に、昨今は、強度変調放射線治療等の治療計画や品質管理に係る臨床的技量に関して、医学物理士への期待が大きくなってきております。

このような社会的要請を踏まえ、今回、臨床の現場で放射線治療に係る業務を積まれた医学物理士の方々の専門的技量が一定の水準に達している場合に、治療専門医学物理士として認定する制度を創設しました。放射線治療の臨床医学物理業務を高い水準で独立に遂行できる専門能力を有する医学物理士を国際水準の試験を経て認定することで、放射線治療分野において、より一層、患者・社会に信頼される医学物理業務を提供できると考えています。

最後に、自国の医学物理士認定試験やその関連事項に関して、快く詳細にご説明いただきました American Board of Radiology (ABR)の皆様に、深く感謝申し上げます。

2019 年 5 月 13 日
医学物理士認定機構
代表理事 白土 博樹